

平成26年度 第8回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成26年12月19日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成26年度 第8回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成26年12月19日（金）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己
6番 柳葵 8番 上田静可 9番 中林敬 10番 梶谷廣美

以上8名出席
- 欠席委員 5番 尾家富千代 7番 久保良作

以上2名欠席
- 事務局員 事務局長 松本嘉文
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹 下西修造
- 関係者
- 議事事項 議案第14号 農業委員会選挙人名簿調製のための申請書の取扱い
について
報告第7号 農業委員会活動の「見える化」に向けた取り組みに
ついて
報告第8号 農地利用状況調査結果について
報告第9号 平成26年度農業者年金加入促進セミナー及び平成
26年度全国農業委員会会長代表者集会について
- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。ただいまより、平成26年度第8回高野町農業委員会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員7名、欠席委員3名、欠席委員5番、尾家富千代委員、7番、久保良作委員、10番、梶谷廣美委員です。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の委員会は成立していることを報告いたします。

それでは、開会に当たり、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

おはようございます。また、調査等いろいろ御足労いただきまして、ありがとうございます。本日の議案1件と報告が3件となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

そのあと、町長のほうから、学校給食に地元の野菜等を使うということを考えていらっしゃるようで、直接町長のほうからお願いにくとお思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございます。

続きまして、審議に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員につきましては、9番、中林委員、1番、井坂晴美委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、進行をよろしくお願いいたします。

柳議長

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に沿って行います。

議案第14号、農業委員会選挙人名簿調製のための申請書の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（下西修造）

事務局より御説明させていただきます。

議案第14号、農業委員会選挙人名簿調製のための申請書の取り扱いについて、このことについて、農業委員会等に関する法律施行例（昭和26年3月31日政令第78号）第3条の規定に基づく農業委員会選挙人名簿調製のための申請書の取り扱いについて審議願いたい。平成26年12月19日提

出、高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページですが、お手元にお配りしております封筒の中身は、各農家に対する宛名の文書の説明と空白の申請書を入れております。

次のページから以降の議案書については、第1投票区から第14投票区まで、全ての分を掲載しておりますが、担当委員の手元には対象となられる方の名簿を入れさせていただいております。

この名簿につきましては、本議案については農業委員会等に関する法律施行令第3条に基づく選挙人名簿の調製のための取り扱いでございます。毎年1月1日現在において、同月10日までに、農林水産省令に定める様式により、農業委員会選挙人名簿調製のための申請を農業委員会を經由して、高野町の選挙管理委員会へ提出することとなっております。来年1月10日は土曜日となりますので、9日に提出いただきますようお願いいたします。

また、昨年度より各地区担当委員様に個々に配付をしていただき、回収をするようお願いをしているところでございます。本年も同様に行いたいと考えておりますので、内容につきましては各封筒に各委員様の担当区ごとの名簿及び申請書、基本的には委員様が配付及び回収していただくことになるので、よろしくようお願いいたします。

もう既に御承知かと思いますが、選挙人名簿に記載できる方としまして、平成27年3月31日現在、満20歳以上であるということ。10アール（1反）以上の農地を耕作している者。以上の要件に合致した者が申請できる者となっております。

名簿につきましては、昨年度の申請していただいた後、皆様に審議していただき、確定した方を載せておりますが、転出もしくは死亡等の理由で減った方というのが何名かいますので、その分を抜いてございます。

なお、新規の方というのは、事務局のほうで調べましたところ、該当者がなかったということで、昨年より減っているという傾向になります。

もし、事務局のほうで調べた限りで名簿のほうに抜けている方で、対象となり得る方がいましたら、各担当委員のほうで選挙人名簿を提出していただくよう、御依頼をお願いしたいと思います。以上で御審議お願いいたします。

柳議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、皆様、御質問などございませんか。

下名迫委員

はい、3番下名迫です。

済みません、去年まで何か封筒に入れてくれてあって、ここへ直送、郵送していたのではないか。

事務局（下西修造）

去年、そのような形とらせていただいたのですが、ちょっと封筒、こちらのほうにおくれたりとか、期日までに届かない場合ございますので、申しわけございませんが、委員様でちょっと回収、していただきますようによろしくお願いいたします。

柳議長

今、言われましたように、封筒が何かあれで、委員さん直接行ってもらうてくるということ。

事務局（下西修造）

はい。済みませんが、よろしくお願いいたします。

柳議長

もう出さんって人は構わへんの。どないなんの。全員一応回収せなあかんの。

事務局（下西修造）

回収していただいて、またこちらのほうでも所見で取り扱うこともできますんで、よろしくお願いいたします。なるべく回収、よろしくお願いいたします。

柳議長

ほかにないですか。
どうぞ。

井阪委員

はい、1番井阪です。
済みません、回収しますけど、一反つくってない、一筋ほどでしかつくってないとかいう人でしたら、それもやっぱり回収するんですか。

事務局（下西修造）

はい。

井阪委員

去年はつくってたけど、今年はもうそこまでようになってないという人も多分出てくると思いますねんけども、そういう場合は集めなくてもいいんですか。

事務局（下西修造）

書いていただいて、集めていただいたら、また事務局のほうでも調整いたしますし。

柳議長

ほかにないですか。聞きたいこととかあったら。
ないですか。どうぞ。

井阪委員

はい、1番井阪です。

済みません、細かいこと言いますけども、人の土地を借りて一反ほどつくっておられる方もおられると思うんですけども、そういう人はこの名簿に入ってない方もいると思うんですけども、そんな人はこれからどうしたらよろしいんですかね。

柳議長

法的に手続していらっしゃるのであれば。

井阪委員

はい、1番井阪です。

提出せなあかんようになりますよね。

事務局（門谷佳彦）

補足で御説明します。基本的には間小作というふうになりますので、選挙人名簿登載の資格はありません。指導としては、委員さんはその方に対して基板法に基づく利用権の設定を行っていただくか、3条による使用貸借の手続を行っていただくことが前提です。それを行っていただいた上で選挙人名簿に登載することができるんですが、期日が1日現在になりますので、現状、各法的で利用権貸借をとってない方は、平成27年の名簿には載せることができません、原則としては。

というふうになりますので、もしその方が選挙人名簿に登載をしたいというのであれば、来年の登載に向けて、来年までにその法的な手続である基板法の利用権の設定をされるか、3条による貸借をしていただくということを御説明していただいたらと思います。

柳議長

いいですか。

ほかにないですか。

ないようですので、第14号については可決したいと思います。よろしいですか。

各委員

（「異議なし」の声あり）

柳議長

異議なしの声ありましたので、議案第14号については可決します。

続きまして、報告第7号、農業委員会活動の「見える化」に向けた取り組みにつきまして、また事務局のほうからよろしくお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第7号、農業委員会活動の「見える化」に向けた取り組みについて、農業委員会活動整理カードの登録のお願い（平成26年11月17日付け26和農議第247号、和歌山県農業会議会長通知）に基づき、平成26年度4月1日現在の農業委員会活動整理カードを作成したので報告します。

平成26年12月19日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

このことですが、以前より農業委員会の透明性、公平性を確立する上で、全国の農業委員会組織として、国民に広く農業委員会の活動をお示しするというを目的に実際始まった運用でございます。

内容につきましては、昨年とほぼ変わっておりません。今年度から一部追加された項目としましては、農業委員会の議事録の作成状況である、活動・点検・評価事項というところが今回ふえたところでございます。

場所によっては、次のページにあります5番、6番の項目が今回の活動整理カードから新たに追加された項目となっております。

既にこの内容については、事務局のほうで作成し、農業会議を經由して、全国農業会議所のほうに既に登録変更を行っておるところでございます。また、機会がございましたら、全国の農業委員会の同じような活動内容が閲覧できますので、全国農業会議所のほうのホームページをごらんになっていただければと思います。

以上、報告を終わります。

柳議長

ありがとうございました。

ただいま報告第7号についてなにかございましたが、皆さん、御質問はございませんか。

なかったら、これを承認していただきたいと思います。

各委員

(「異議なし」の声あり)

柳議長

それでは報告第7号について以上とします。つづきまして報告第8号「農地利用状況調査結果」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(門谷佳彦)

報告第8号、農地利用状況調査結果について、このことについて、農地法(昭和27年7月15日法律第229号)第30条第1項の規定に基づき実施した平成26年農地利用状況調査について、別紙のとおり調査結果を取りまとめたので報告します。平成26年12月19日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページから各A分類、B分類というふうに書いてありますが、1号農地の分の全て掲載させていただいております。

本年度の調査につきましては、皆様に御協力いただき、集計することができました。内容については、そのまま出している部分を別記しておるところでございます。

合計、高野町全体で、本年度までの累計面積として、38ヘクタールがおよそ遊休農地となっております。そのうち、B分類とされている部分については、農地の再生が不可能である農地であるということを差し引い

て、再生可能である農地については、ここで集計した分が約16ヘクタールございます。

この16ヘクタールの取り扱いがもう一度、別添でお配りしております改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要という資料がございますので、ごらんになっていただければと思います。

ここに書かれておりますとおり、農業委員会が毎年1回、農地の利用状況調査を調査し、遊休農地への所有者等に対する意見調査を実施する。意向どおり取り組みを行わない場合は、農業委員会は農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事にて最低の2割、同機構が中間管理権を取得できるような措置を講じる。

所有者がわからない遊休農地につきましては、公示で手続で対応するというふうなことが主な改正の内容となっております。

旧制度としましては、下のと例でございますが、利用状況調査を行うというところまでは変わっておりません。

そこから所有者へ口頭なり文書での指導を行い、遊休農地である旨とかがっていう手続を行っていたんですが、今回の改正で遊休利用状況調査を行って、耕作者不在になる恐れのある農地も含み、いわゆるA分類というふうに分類された農地については、利用意向調査を行わなければならないとされてます。

次のページが手続可能なところ、事務手続のことでございます。

既に再生可能、再生困難の仕わけについては、再生困難な農地については、2年前に非農地判断のほうをこの委員会で行った分を仕わけしております。

再生可能につきましては、今回の調査を行った結果の1から4までの区分される部分については、再生可能というふうに振りわけをしております。

この部分で、2号農地というのは特に余り存在しませんので問題ないのですが、再生可能な農地とされる分については、農業委員会が全ての所有者に意向調査を行う必要があります。

まず、意向調査をした上で、次に機構に通知するとか、次に進んでいくんですが、これが大変な作業でございまして、意向調査の実施というのが、このもう一個後ろのページにございます。

1号農地ってなった場合は全て調査の対象になってきますので、先ほど申しました約16ヘクタール分の農地、筆数でいうたら2,500筆くらいあるんですかね、筆数でいうと。この調査の様式が後ろのほうについておりまして、下の印刷ページでいうと16ページと、その回答が18ページにあります。16、17、18をもって調査に行くというパターンが今のところ想定されてます。

1番にその遊休農地となった、先ほど議案書に載っておりますリストにあります再生可能であるという農地に位置づけられた部分について記載をして、利用状況調査をしたのは委員さんでございまして、調査日及び調

査者及び利用状況等の内容を記載をして、所有者に送るか渡すかを行って、その後ろの18ページにございます様式において、郵送または聞き取りにおいて調査を行います。この調査をもって、遊休農地の対策を講じるというのが国の考え方です。

ただ、ここの向こうから返してもらおう調査様式の中にあります該当農地について、中間管理事業を利用しますという項目があるんですが、ここの項目については、農業振興地域の整備に関する法律で定められている、農業の新地になりますので、該当する地域は花坂、富貴、筒香の地区に限定されますので、その他の地域については1番の項目には入りません。

ただ、中間管理事業に利用しますというのが、何でもかんでも中間管理事業というのは受けていただけないということがあって、最後から1枚目の紙が和歌山県農業公社が、中間管理事業規程のを設けております。この中で、中間管理機構が中間管理権の対象となる農業地等の基準というのが第4条に定められておまして、その基準に当てはまらないものについては機構は受けてくれないということになります。

当町の場合でしたら、4条の3の借り受け希望者の応募状況等から見て、借り受け希望者に貸し付けることが可能性が著しく低いと認められる農用地に区分されてしまう可能性が一番高いんで、これはどないかならんのかいという話は今のところ、公社さんとか県を通じて話をしとるところで、せっかく意向調査してもうても、公社が受けんってことがやっぱり想定されるんですね。

となってくると、この2番のところ、農振地域以外の方にしては、この当該農地については農地利用集積円滑化団体っていうのは、この辺では北紀川上農業協同組合がやっております。ここも受けません。はっきりそない言うてます。要は聞き手のないところ、特に組合さんでないところの農地に関しては農協さんは受けにくいところがあるということは以前も営農からのほうからも言われてますんで、そうなると自分でつくるか、自分らで誰かの貸し付けしますってことしかできないんですよね。それで、そんなんできとったら遊休農地になってないんですよね。だからこれはちょっと合えへんじゃないかっていうのは多少御意見としてはあるんですが、何分法律でオールジャパンで決めてますんで、施策をしていかんと農業委員会としてはせざるを得ないんですけど、まだちょっと意向調査は平成26年度調査からしなさいということにはなってるんですが、せっかく意向調査しても余り役に立てへんようなもん、わざわざ労力かけてするのはどうももったいないんで、それは県とかもいろいろ話してるんですけど、出始めてしなさいっていうんで、どこがうまいことやってるっていう情報が和歌山県のほうもつかめてないし、県内でもどないすんのよっていうのが正直なみんなの農業委員会の声なんですね。

公社のほうも一応法律では公社が受けますよってなってるんで、公社が断る理由のない、例えば紀の川市さんであるとか、和歌山市さんであると

でしょうか。

ないようですので報告第8号は以上とします。

つづきまして、報告第9号「平成26年度農業者年金加入促進セミナー及び平成26年度全国農業委員会会長代表者集会」につて、事務局より説明願います。

事務局（下西修造）

報告第9号、平成26年度農業者年金加入促進セミナー及び平成26年度全国農業委員会会長代表者集会について、このことについて別添のとおり、平成26年度農業者年金加入促進セミナー及び平成26年度全国農業委員会会長代表者集会に出席したので、報告します。平成26年10月19日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

12月3日、4日の2日間にわたりまして、委員会、事務局職員2名が出席してまいりました。次のページに当日の議案書と次第をのせておりますので、ごらんください。

まず、初日は東京の砂防会館に行きまして、平成26年度農業者年金加入促進セミナーが開催され、農業者年金の加入促進について、新たな目標の達成ができるよう取り組み、新規加入者の確保を目指す。また、農業者年金制度は支援加入に向けた課題の積み上げを踏まえ、農業者にとって安定的に継続させるための活動に取り組む手続事項でございました。

次に、12月4日、東京都日比谷公会堂にて、平成26年度全国農業委員会会長代表者集会に引き続き、事務局職員が出席、今回は春の大会で示されていまして大きなポイントとして、農業改革に関する意見等で、農業委員会組織制度の見直しについて、参加者からさまざまな御意見が発表されました。

新たな時代の農業委員会、系統、組織を目指して、8つの項目事案で重要課題として審議、多くの議論等がされ、それらに対する決議事項がございました。

次に、農業農村の再構築に向けた基本農政の確率と施策推進について、新たな食料、農業・農村基本計画の策定法案に向けた基本的考え方や、農業農村の再構築に向けた農業施策の基本的考え方として、農地施策、経営・担い手施策、農村振興施策、それらを基本とした農政の確立、展開を通じた農業農村の再構築に関する手続事項でした。

次に、例年のTPP問題や、農地に関連した案件、それら農業委員会として情報提供活動の一層の強化に関する案件が、農業委員会組織として十分な情報提供活動の増加をはかる重要性と、手続事項などがございました。

5つの要請並びに申し合わせや決議が提案され、最後に国、政府に対し、強く要望することに合意、取りわけ新たな農政策の確立や、組織体制の強化に向け、全国農業委員会が団結一致することで終了しました。以上、報告終わります。

柳議長 ありがとうございます。
 今の事務局の説明ありましたが、御質問などございませんか。
 なければ、御質問がないようですので、承認いただきたいと思います。

各委員 （「異議なし」の声あり）

柳議長 以上をもちまして、全ての議案は終了しました。
 事務局より委員の皆様にも、ほかに何かございませんか。

事務局（門谷佳彦）

 済みません、お手元にお配りしておりますが、2015年農林業センサスのパンフレットがございます。既に担当の総務課より調査員としてお受けいただいている委員さんが多数おられると思いますが、農林水産省のほうから、農林水産統計に調査に当たっては、農業委員会が協力をしっかりしなさいよという通知があったことに踏まえて、地域の農業にかなり精通されているということもあるので、農林業センサス、農だけと違って林も入るんですが、それも踏まえて調査を行っていただくというふうになります。

 具体的には、平成27年2月1日基準で調査を行うんですが、年明け1月には総務課主催の調査員に対する説明会を開催することを聞いております。日時等についてはわかりませんが、イメージとしては富貴、筒香地区の方については、支所のほうですか、どこかの集会場を借りてするようなことを想定してるらしいです。その他の地域については、この本庁のほうですということ聞いております。時間及び場所、日時等については、まだ連絡をいただいておりますので、またくわしいことは総務課の統計担当のほうから御連絡あると思います。

 農業委員会の事務局の、私ですが、調査員の指導担当となっておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

柳議長 ほかに御質問ございませんか。ないですか。
 なければ、閉会したいと思います。
 以上、農業委員会定例会議を終了いたします。ありがとうございました。

*****午前10時55分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成27年1月6日

会 長 _____

署名委員 1 番 _____

署名委員 9 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。